

合理的配慮と建設的対話

認定NPO法人 DPI日本会議

副議長 尾上 浩二

障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 親の会が実施していた訓練事業に通う。その後、養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー

合理的配慮を巡るキーワード

—障害者差別解消法・基本方針より—

- 権利条約における合理的配慮の定義＝社会モデル
- 障害者からの意思の表明＝障害者のニーズを元に
- 社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な取組み
- 負担が過重でないもの

【提供に当たってのポイント】

- 代替え措置の選択も含め
- 双方の建設的対話
- 必要かつ合理的な範囲で柔軟に

あるホテルでの体験

- 湯船に入るためにはシャワーチェアorボードが必要
- ある講演会で宿泊したホテル
 - バリアフリールームだが、浴室は湯船に手すりを取り付けられている程度...
 - ホテルとしてシャワーチェアは保有していない
 - パイプ椅子の貸出を申し出るが「客用備品リストにない...」
→対話を通じて貸りること(代替え措置)ができ無事入浴
- 建設的対話を通じて「落としどころ」を見つける
 - 「夜10時にシャワーチェアを用意」(過重負担)
 - 「備品リストにないから貸せない」(できるのにやらない)

貸出備品をウェブで掲載するホテルも

【東横INNのホームページより】

貸出品

ハートフルルームのあるホテルでは、次のものを貸出品としてご用意しております。
予約時に希望のものを、お申し付けください。（順次、全店でご用意いたします）



- 入浴用チェア



- 荷物置き台



- 浴槽内チェア

- 滑り止めマット
- フットライト

- 延長コード
- ドライヤー（壁付けとは別途）

- 手桶・洗面器
- 電気ポット（ボタン式）

- 点字表記での「ホテルご利用案内」

つまり「合理的配慮」とは

- ➡話し合いをして(建設的対話で)
- ➡落としどころを探して
(必要かつ合理的な範囲で柔軟に)
- ➡障害者が障害のない人と同じように活動することができるように変更や調整をすること
(社会的障壁の除去を行うこと)

※建設的対話は現場の対応力を高める

差別解消法を活かすために

- 建設的対話を妨げるNGワード(考え方)
- 「もし、何かあったら...」
どういう問題が生じるか、そのリスクを減じるために
どういうことができるかを具体的に考えること
- 「あなただけ特別扱いできません」
合理的配慮は「特別扱い」ではなく、ともに活動したり
楽しんだりするため(平等性確保)の個別的調整
- 「先例はありません」—先例は対話を通じてつくるもの
- 無関心こそ最大の障壁

差別解消法をさらに理解するために

- 障害者差別解消法などについて
「合理的配慮、差別的取扱いとは何か
—障害者差別解消法・雇用促進法の
使い方(DPI)

合理的配慮、
差別的取扱い
とは何か  DPI日本会議 編
障害者差別解消法・雇用促進法の使い方



「障害者が街を歩けば
差別に当たる?!」(DPI)